

規制の事前評価書(簡素化)の要旨

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(仮称)(消費者契約法の一部改正に係る部分)
規制の名称	認定の公示等に係る書面掲示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	消費者庁消費者制度課
評価実施時期	令和5年1月～3月
規制の目的、内容及び必要性	<p>現行の消費者契約法は、適格消費者団体に対して、差止請求関係業務を行う事務所において、適格消費者団体である旨の掲示を義務付けており(同法第16条第2項)、上記事務所という特定の場所に国民等が赴く場合を念頭に置いている。</p> <p>この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、インターネットによる閲覧等を可能とすることで、上記団体が運営するウェブサイトを開覧する国民等が容易に必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。</p> <p>そこで、特定の場所における書面掲示義務に加え、インターネット上での公表義務を上記団体に課すこととする。</p> <p>なお、本規制は、デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直しの基準を踏まえたものである。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、適格消費者団体は、自らの認定等に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>当該規制の対象となる団体(適格消費者団体23団体※)は、既に自身のウェブサイト有しており、一つの団体を除き、当該ウェブサイト上で自らの認定等に関する情報を掲載している。そのため、認定等に関する情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は、基本的に当該未対応の団体を除いて生じないが、既に掲載している団体を含め、仮に何らかの作業が発生するとした場合に想定される遵守費用は、以下のとおりである。</p> <p>1団体当たりの単価(作業員1人×2時間×人件費単価1,700円)×23団体=78,200円</p> <p>※団体数は、令和5年1月末日時点のもの。</p>
(行政費用)	<p>消費者庁が適格消費者団体に対し規制の内容を周知・広報する必要があるが、消費者庁のホームページ等により団体へ周知・広報することを想定しており、特段の行政費用は発生しない。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。
その他の関連事項	規制の検討段階やコンサルテーション段階において、評価は未活用であり、今後、評価を活用する予定はない。
事後評価の実施時期等	施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。